

3 基本目標ごとの施策展開

基本目標Ⅰ 脱炭素社会の構築

本項は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成28年法律第50号）第21条第3項に基づく「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けます。

（Ⅰ）具体的目標

温室効果ガスの大幅削減を実現します。そのため、行政は他の関係者と協働し、緊急時のエネルギー確保の仕組みや、エネルギー効率を高めた都市基盤の整備を進めます。市民や事業者は温室効果ガスを排出しない生活や事業活動を心がけ、行動します。

■環境指標



※ 本市では、国や埼玉県 の目標と足並みを合わせるため、目標指標は「市域からの温室効果ガス排出量」とし、その目標値は国や埼玉県と同値としました。

※ 「脱炭素社会」を構築するため、本市ではできるだけ早い将来に温室効果ガスの「実質排出ゼロ」を目指します。そのためには、上記の目標値を達成して以降も、引き続き強力な対策を進めていきます。



図 温室効果ガス総排出量の推移と目標設定